

令和7年度 建設工事及び建設コンサル等における失格基準の算定方法について

令和7年4月

たつの市

建設工事等の入札における失格基準（最低制限価格・調査基準最低価格等）の算定方法は次のとおりです。（除草等の委託業務と建設コンサル等の委託業務含む。）

1 最低制限価格（予定価格が200万円を超え1億5千万円未満の建設工事が対象）

① 算定基準

次により算出した**基準額**から②の方法で減額した価格とする。

基準額＝直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費×0.68

※注1 上記の経費以外のものは、適宜いずれかの経費に算入する。

（例 直接工事費：機器費、直接制作費／共通仮設費：間接労務費／現場管理費：据付間接費、設計技術費、技術者間接費、工場管理費）

※注2 建築工事・設備工事などにおける直接工事費は90%相当額に減額のうえ算出する。

工種の目安 建築工事：解体、鋼構造物等（建築一式工事を除く）

設備工事：機械器具設置、電気工事等

なお、建築一式工事は、次により算出した**基準額**から②の方法で減額した価格とする。

基準額＝直接工事費×0.9×0.97＋共通仮設費×0.9＋（現場管理費＋直接工事費×0.1）×0.9＋一般管理費×0.68

※注3 基準額が予定価格の10分の9.2を超える場合は、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を基準額とする。

② 減額の方法

最低制限価格＝基準額×ランダム係数（1－減額率）

（千円未満（単価契約は円未満）の端数切捨て）

※ランダム係数は、1～0.9991の範囲内で0.0001ごとの10通り

※ランダム係数の算定方法は、下記◆参照のこと。

◆ ランダム係数の算定方法

気象庁が公表したデータによりランダム係数を算出

使用するデータ：入札書提出締切日（翌日公表）の姫路地点における現地平均気圧、平均気温及び平均風速の合計値（再度入札の場合は再度入札書提出締切日の数値）

参照：気象庁 HP>各種データ・資料>最新の気象データ>毎日の全国データ一覧表

<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/data/mdrr/synopday/index.html>

算定例

993.5(現地平均気圧)＋14.2(平均気温)＋2.1(平均風速)

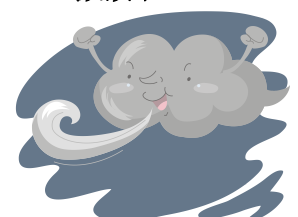
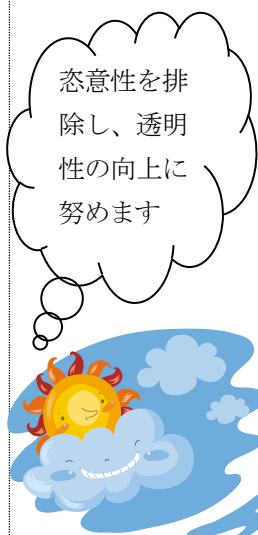
＝1,009.8

8(下一桁)÷10000＝0.0008 → 減額率

※ 同日開札案件は、すべて同一の減額率を使用

$7,654,350 \times (1 - 0.0008) = 7,648,000$ (千円未満端数切捨て)

※ 持参方式入札又は事故等により気象データが使用できない場合は、電子計算機でランダムに抽出した数値を使用



2 低入札調査基準価格等（予定価格が1億5千万円以上の建設工事が対象）

① 調査基準価格の算定方法

次により算出した価格（千円未満の端数切捨て）とする。

$$\text{基準額} = \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68$$

※ 前述1の①注1、注2及び注3と同様

※ ランダム係数による減額はしない。

② 調査基準最低価格の算定方法

次により算出した基準額から前述1の②と同様の方法で減額した価格とする。

$$\text{基準額} = \text{直接工事費} \times 0.9 + \text{共通仮設費} \times 0.7 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68$$

※ 前述1の①注1、注2及び注3と同様（ただし、注2の建築一式工事基準額中の「直接工事費 $\times 0.9 \times 0.97$ 」は「直接工事費 $\times 0.9 \times 0.9$ 」、「共通仮設費 $\times 0.9$ 」は「共通仮設費 $\times 0.7$ 」と読み替える。）

・ 減額の方法

前述1の②と同様。「最低制限価格」は「調査基準最低価格」と読替える。

3 建設コンサル等の委託業務（予定価格が100万円を超える建設工事関連業務が対象）

最低制限価格の算定方法

$$\text{最低制限価格} = \text{基準額} (\text{設計金額} \times 7 / 10) \times \text{ランダム係数} (1 - \text{減額率})$$

（ランダム係数は、建設工事と同様の方法で算出／千円未満の端数切捨て）

4 スクラップ控除額を計上している建設工事等の最低制限価格等の算定方法

前述1、2の算定方法における直接工事費（建築一式工事の現場管理費に加算するものを除く）からスクラップ控除額を減じたうえで、所定の率を乗じる。

（例）最低制限価格の基準額

$$\text{基準額} = (\text{直接工事費} - \text{スクラップ控除額}) \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68$$